

鎌倉市私立幼稚園副食費の実費徴収に係る 補足給付費交付事業の交付申請について

幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の条件を満たした場合、幼稚園に支払った給食代のうち副食費(おかず代)が助成されます。

～対象者～

鎌倉市に居住し、私学助成幼稚園に在籍する満3歳以上の園児で、次のいずれかに該当すること。

- ◆ 年収360万円未満相当世帯の園児 ※
- ◆ 世帯の所得に関わらず、小学3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児(対象園児が第3子以降の場合)
- ◆ 市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児 ※

※ 詳しくは裏面参照

～助成内容～

給付上限額(月額4,500円)までの範囲で、保護者が幼稚園に支払った副食代を支給します。

- ◆ 副食費とは、主食(お米、パン、麺類)以外の食材料費のことであり、牛乳やおやつ、お茶代を含みます。ミルク給食のみの場合でも助成対象となります。
- ◆ 家から持参するお弁当、預かり保育に係る副食費は **対象外** です。

～対象期間～

令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

～申請方法～

上記の対象者に該当する方は、◆マークの書類を、下記①②の期間内に**いずれか1回のみ**ご提出ください。

必要書類	◆ 交付申請書 ◆ 振込先金融機関口座 通帳またはキャッシュカードの写し
提出先 (郵送・持参)	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市こども支援課 (本庁舎1階 ④窓口)
提出期限	① : 令和5年(2023年)9月30日(土)必着 ② : 令和6年(2024年)3月31日(日)必着

～支給方法～

申請書類の審査後、助成が適当であると認められた場合は、申請者あてに決定通知書(認められない場合は、不交付決定通知書)を送付し、補助金額をお知らせします。

振込予定 時期	① : 令和5年(2023年)12月中 (上半期4～9月分) ② : 令和6年(2024年)4～5月中 (下半期10～3月分または通年分)
------------	--

～対象者の該当要件～

◆年収360万未満相当世帯の園児

保護者及び同一世帯の方の令和5年度市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満に相当する世帯です。

- ・ 保護者には、単身赴任等で別世帯の保護者も含まれます。
- ・ 祖父母等と同居している場合、祖父母等の所得も合算する場合があります。
- ・ 市町村民税所得割額に税額控除の適用がある方は、税額控除前(調整控除を除く)の金額が対象です。
- ・ 未婚のひとり親に対しても、寡婦控除をみなし適用し算定します。

◆市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児

保護者のいずれもが、以下の条件のいずれかに当てはまる世帯です。

- ・ 市町村の条例により令和5年度の市町村民税を免除された方
- ・ 未婚のひとり親であって、現在婚姻をしていない方のうち寡婦控除をみなし適用し算定した場合、令和5年度の市町村民税が課されないこととなる方
- ・ 生活保護を受給している方
- ・ 里親である方

～注意事項～

修正申告に伴う課税状況の変動や世帯構成員の変更などによって、助成対象が変わる可能性がありますので、申請後に状況が変わった場合はご連絡ください。助成対象でないのに助成を受けた場合は非該当期間分の助成を返還していただく場合があります。

事務担当

鎌倉市 こども支援課 こども支援担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
TEL 0467-23-3000 内線2651
E-mail mirai@city.kamakura.kanagawa.jp